

## 斎王卜定に関する一考察 — 撰関期を中心に —

長 塩 智 恵

はじめに

十世紀以降、朝廷は地方への関心を失い、国司へ大幅な行政権を委任する代わりに、一定以上の租税進納を義務づける政治形態を取るようになる。次第に撰関家を筆頭とする貴族層の政治意識は京内に集約されるようになり、国家の守護神である伊勢神宮より都の守護神である賀茂神社を重視する傾向を強めていった。菅原孝標女は『更科日記』の中で、物はかりなき心にも、「つねに天照御神を念じ申せ」といふ人あり。いづこにおはします、神仏にかはなど、さはいへど、やうく思ひわかれて、人にとへば、「神におはします。紀の国造と申すは、この御神也。さては内侍所にすべら神となむおはします。」といふ。「伊勢の国までは思かくべきにもあらざり。内侍所にも、いかでかまゐりをがみたてまつらむ。空の光を念じ申すべきにこそは」など、浮ておぼゆ。

と述べており、天照大神がどこで祀られているか把握していない。地方との関わりが深い受領階級出身の孝標女ですらこのありさまである。伊勢神宮は中央から顧みられなくなり、伊勢神宮の祭祀は国家的祭祀と言うより、天皇家の男系系譜に由来する形式的な祭祀と意識されるようになっていたのである。一方、賀茂祭は京の貴族にとって最も華やかで

注目の高い祭りであった。『源氏物語』<sup>(2)</sup>や『枕草子』<sup>(3)</sup>の記述により、祭の中で特に関心を集めていたのは齋院御祓であつたことが明らかである。

貴族たちの伊勢神宮軽視の結果、齋宮には天皇との血縁関係の薄い異母姉妹や女王が選出され、齋院には天皇との血縁関係の濃い娘や同母姉妹が選出されるようになった。この傾向は摂関期に入つて顕著にみられるようになる。<sup>(4)</sup> 摂関期に多くみられる女王齋宮の存在は齋宮の相対的地位の低下と形骸化の象徴とみなされていた。<sup>(5)</sup>

齋王の選出儀礼である卜定は、事前に内定していた候補者の合否を決定する形式的なものに過ぎず、齋王の人選には政治的な意思の介入が可能であつたと考えられている。<sup>(6)</sup> 東郷富規子氏は、「齋王の選定は予め選び出された皇女または王女を一定の儀式のうちに神祇官適不適を卜うという方法で行われており、眞の決定はむしろ予選においてなされて」おり、「齋王選定の際には政權保持者たる藤原氏が策動して有力な外戚を持たぬ皇女または王女に卜合せ、自身の孫にならせぬようにしていた」と論じている。<sup>(7)</sup> また榎村寛之氏は、八世紀・十世紀・十一世紀・十二世紀の史料を通じて齋王候補者は事前に会議で決定され、卜定はその合否を占つたものであり、政治的な力関係の反映がありえるとしている。<sup>(8)</sup>

摂関全盛期（花山〜後冷泉）の齋王のうち、九条流摂関家の血を引く齋宮は、小一条院皇女嘉子内親王（母藤原寛子―藤原道長女）のみであるのに対し、齋院は村上天皇皇女選子内親王（母中宮藤原安子―藤原師輔女）、後一条天皇皇女馨子内親王（母中宮藤原威子―藤原道長女）、後朱雀天皇皇女祿子内親王（母中宮藤原姫子―敦康親王女・藤原頼通養女）らが選出されている。このことから、摂関家は齋宮ではなく齋院を重視していたと考えられている。さらに摂関家を外戚に持つ皇女のうち、優遇されている皇女が齋宮齋院に卜定されることがないので、齋王卜定に摂関家の意思が介入していた場合、摂関家は齋王自体に積極的な関心を持っていなかった可能性も指摘されている。<sup>(9)</sup>

しかし女王齋宮が頻発する時期（円融〜後一条朝）は、齋院の交替が行われず、選子内親王が五十七年間務めており、一概に女王齋宮の出現が齋宮の地位低下を示すとは言い難い。この時期の天皇である三条天皇は、齋宮に第一皇女当子内親王（母皇后藤原成子―贈右大臣藤原濟時女）を選出している。三条天皇には藤原道長女の妍子が入内しているが、この時まだ娘の媞子内親王は誕生しておらず、齋宮に選ぶことなど不可能であった。また後一条天皇の場合も、即位より十五年後に大齋院選子内親王が高齢を理由に齋院を退下したため、馨子内親王を齋院に選出したにすぎない。このように、摂関家が意図的に外孫を齋宮に選出しなかったとは考え難い。

齋院は『延喜式』巻第六 神祇六「齋院司」に、「凡天皇即位、定賀茂大神齋王、仍簡内親王未嫁者卜定」と記載されているとおり、齋宮と同様に天皇の代替わりごとに交替することになっていた。しかし必ずしも厳守されておらず、二代以上の天皇の齋院を務めた者が十二名も存在する。これは初代齋院有智子内親王の時から確認される現象で、天皇の代替わりごとに必ず交替しなければならない齋宮とは大きく異なる。従来の研究では、選子内親王が長期間齋院を努めた要因として摂関家の血を引く皇女であったため、摂関家の莊嚴装置の役割を担っていたことが指摘されている<sup>10</sup>。けれどもそれだけが原因で齋院の交替がこれ程長く行われなかったとは考え難い。摂関家の莊嚴装置として齋院が機能していたならば、やはり天皇との血縁関係の近い摂関家の血を引く皇女を齋院に選出すべきだからである。それを行わなかったのは、新たな齋院を選出できない状況であった可能性が十分に考えられる。

また貴族たちは齋宮に無関心であったとされているが、『源氏物語』や『狭衣物語』など齋宮が登場する平安文学作品は多い。本当に関心が薄いのであれば、話題にすら挙がらないはずである。女王の選出が多いからといって、貴族たちが齋宮を齋院より軽視していたとは一概に言い難い。形骸化が進んだとされる齋宮は、その後南北朝時代まで実に四百年も存続した。これほど長きに渡って存在したことは、形骸化というよりは、齋宮の選出条件に何らかの変化が生じ

たと考える方が適切だと思われる。何故なら、候補者の範囲が広いほど制度を安定的に維持することができるからである。

そこで本稿では撰関期の斎王卜定に注目し、撰関家は斎宮を冷遇していたのか。女王斎宮の出現は斎宮の形骸化を示す事象であるのか。それとも制度を円滑に運営するための必要な変化であったのか。以上の点に留意して、撰関期の斎王について考察したいと思う。

## 一、卜定の時期

### 1 斎宮の場合

斎宮の卜定は『延喜式』巻第五、神祇五、「斎宮式」定齋王条に、

凡天皇即<sup>レ</sup>位者。定<sup>二</sup>伊勢太神宮齋王<sup>一</sup>。仍簡<sup>二</sup>内親王未<sup>レ</sup>嫁者<sup>一</sup>卜之。若無<sup>レ</sup>内親王者依世次<sup>二</sup>簡<sup>二</sup>定<sup>二</sup>安王<sup>一</sup>卜之。

と規定されているとおり、天皇の皇位継承儀礼の一環として執り行われていた。同じく即位儀礼である大嘗祭は『延喜式』巻第七、神祇七、「踐祚大嘗祭式」に、

凡踐祚大嘗。七月以前即位者。當年行<sup>レ</sup>事。八月以後者。明年行<sup>レ</sup>事。此條受讓即位。非<sup>レ</sup>謂<sup>二</sup>諒闇登極<sup>一</sup>。

とあり、七月以前に即位した場合は当年に、八月以後に即位した場合は翌年に行うことが定められている。ただし上記の規定は受讓即位の場合であり、諒闇登極の場合は服喪期間が過ぎるまでは行わない。ところが斎宮卜定に関しては、明確な日時は定められていない。そのため歴代斎宮の卜定の時期にはバラつきがみられる。また『延喜齋宮式』では天皇即位後に斎宮を選定することになっているが、斎宮卜定は必ず即位式のあとに実施されている。つまり『延喜齋宮式』のいう「即<sup>レ</sup>位」とは踐祚ではなく即位式のことを指すのである。このように斎宮卜定は即位式を挙げたあとに執

り行われる儀礼であった。践祚と即位の区別がなされるようになった平城天皇から、齋王制度が廃絶する後醍醐天皇までの即位式と齋宮卜定の関係をまとめたものが次の表1である。

表1 平安期以降の天皇即位と齋王卜定

天皇	先帝の退位状況	踐祚	即位式	齋宮	卜定	年齢	総柄	齋院			
								卜定	年齢	総柄	
平城	死去	延暦25 (806)・3・17	大同元 (806)・5・18	大原	大同元 (806)・11・13		娘	有智子	弘仁元 (810)・9	4	娘
嵯峨	讓位	大同4 (809)・4・1	大同4 (809)・4・13	仁子	大同4 (809)・8・11		娘	有智子	弘仁元 (810)・9	4	姪
淳和	讓位	弘仁14 (823)・4・16	弘仁14 (823)・4・27	氏子	弘仁14 (823)・6・3		姪	※御子	天長8 (831)・12・8		姪
仁明	讓位	天長10 (833)・2・28	天長10 (833)・3・6	久子	天長10 (833)・3・26		娘	高子	天長10 (833)・3・26		娘
文德	*讓位 嘉祥3 (850)・3・21死去	嘉祥3 (850)・3・19	嘉祥3 (850)・4・17	晏子	嘉祥3 (850)・7・9		娘	懿子	嘉祥3 (850)・7・9		娘
清和	死去	天安2 (858)・8・27	天安2 (858)・11・7	栝子	貞觀元 (859)・10・5	12?	異母姉	懿子	天安元 (857)・2・28		娘
陽成	讓位	貞觀18 (876)・11・29	貞觀19 (877)・1・3	胤子	元慶元 (877)・2・17	4	異母妹	敏子	貞觀元 (877)・2・17		同母姉妹
光孝	讓位	元慶8 (884)・2・4	元慶8 (884)・2・23	繁子	元慶6 (882)・2・17		叔母	※御子	元慶6 (882)・4・9		父の従姉妹
宇多	死去	仁和3 (887)・8・26	仁和3 (887)・11・17	元子	元慶8 (884)・3・22		娘	置子	元慶6 (882)・4・9		娘
醍醐	讓位	寛平9 (897)・7・3	寛平9 (897)・7・13	雅子	寛平元 (889)・2・16		従姉妹	君子	寛平元 (882)・10・8		父の従姉妹
朱雀	*讓位 延長8 (930)・9・29死去	延長8 (930)・9・22	延長8 (930)・12・25	承子	承平元 (931)・12・25	22	異母姉	君子	寛平5 (893)・3・14	4?	娘
村上	讓位	天慶9 (946)・4・13	天慶9 (946)・4・28	英子	承平6 (936)	16	異母姉	恭子	延喜3 (903)・2・10	2	異母妹
				栝子	承平6 (936)・9・12	8	姪	宣子	延喜15 (915)・7・19	14	娘
				樂子	天曆9 (955)・7・17	4	娘	韶子	延喜21 (921)・2・25	4	娘

冷泉	死去	康保4 (967)・5・25	康保4 (967)・10・11	輔子	安和元 (968)・7・1	16	同母妹	尊子	安和元 (968)・7・1	3	娘
円融	讓位	安和2 (969)・8・13	安和2 (969)・9・23	隆子 規子	安和2 (969)・11・16 天延3 (975)・2・27	27	従姉妹 異母姉				姪 同母妹
花山	讓位	永観2 (984)・8・27	永観2 (984)・10・10	濟子	永観2 (984)・11・4		父の従姉妹				叔母
一条	讓位	寛和2 (986)・6・23	寛和2 (986)・7・22	恭子	寛和2 (986)・8・8	3	従姉妹				叔母
三条	*讓位 寛弘8 (1011)・6・22死去	寛弘8 (1011)・6・13	寛弘8 (1011)・10・16	当子	長和元 (1012)・12・4	12	娘	選子	天延3 (975)・6・25	12	叔母
後一条	讓位	長和5 (1016)・1・29	長和5 (1016)・2・7	姉子	長和5 (1016)・2・19	12	父の従姉妹				大叔母
後朱雀	死去	長元9 (1036)・4・17	長元9 (1036)・7・10	良子	長元9 (1036)・11・28	8	娘	馨子	長元4 (1031)・12・16	3	娘
後冷泉	*讓位 寛徳2 (1045)・1・18死去	寛徳2 (1045)・1・16	寛徳2 (1045)・4・8	嘉子 敬子	永承元 (1046)・3・10 永承6 (1051)・10・7		再従兄弟の子 再従兄弟の子	祿子	永承元 (1046)・3・24	8	異母妹
後三条	死去	治暦4 (1068)・4・19	治暦4 (1068)・7・22	俊子	延久元 (1069)・2・9	14	娘	正子	康平元 (1058)・6・27	14	異母妹
白河	讓位	延久4 (1072)・12・8	延久4 (1072)・12・29	淳子 姪子	延久5 (1073)・2・16 承暦2 (1078)・8・2	3	遠縁 娘	篤子	延久5 (1073)・3・11	11	同母妹 遠縁
堀河	讓位	応徳3 (1086)・11・26	応徳3 (1086)・12・19	善子	寛治元 (1087)・2・11	11	異母姉	齋子	承保元 (1074)・12・8		遠縁
鳥羽	死去	嘉承2 (1107)・7・19	嘉承2 (1107)・12・1	鞠子	天仁元 (1108)・10・28	15	叔母	令子 禰子	寛治3 (1089)・6・28 康和元 (1099)・10・20	12 19	同母姉 同母妹
崇徳	讓位	保安4 (1123)・1・28	保安4 (1123)・2・19	守子	保安4 (1123)・6・9	13	祖父の従姉妹	官子 棕子 統子 禰子	天仁元 (1108)・11・8 保安4 (1123)・8・28 大治2 (1127)・4・6 長承元 (1132)・11・25	19 25 2 11	叔母 伯母 同母妹 同母妹 祖父の従姉妹
近衛	讓位	永治元 (1141)・12・7	永治元 (1141)・12・27	妍子 喜子	康治元 (1142)・2・26 仁平元 (1151)・3・2		異母姉妹 叔母	怡子	長承2 (1133)・12・21		祖父の従姉妹
後白河	死去	久寿2 (1155)・7・23	久寿2 (1155)・10・26	亮子	保元元 (1156)・4・19	10	娘				祖父の従姉妹

二条	讓位	保元3 (1158)・8・11	保元3 (1158)・12・20	好子	保元3 (1158)・12・25	11	異母妹					再従姉妹 異母妹
六条	*讓位 永万元 (1165)・7・28死去	永万元 (1165)・6・25	永万元 (1165)・12・18	休子	仁安元 (1166)・12・8	10	叔母	式子	平治元 (1159)・10・25	11		叔母
高倉	讓位	仁安3 (1168)・2・19	仁安3 (1168)・3・20	惇子	仁安3 (1168)・8・27	11	異母姉	僖子 頌子	嘉応元 (1169)・10・20 承安元 (1171)・6・28	11 27		異母姉 姪 叔母
安德	讓位	治承4 (1180)・2・21	治承4 (1180)・4・22	不在				範子	治承2 (1178)・6・27	2		娘 異母姉
後鳥羽	西国遷御 (退位せず)	寿永2 (1183)・8・20	元暦元 (1184)・7・2	潔子	文治元 (1185)・11・15	7	異母姉	不在				
土御門	讓位	建久9 (1198)・1・11	建久9 (1198)・3・3	肅子	正治元 (1199)・12・24	4	異母妹	礼子	元久元 (1204)・6・23	5		異母妹
順徳	讓位	承元4 (1210)・11・25	承元4 (1210)・12・28	熙子	建保3 (1215)・3・14	11	異母妹	不在				
忠恭	讓位	承久3 (1221)・4・20	行わず	不在								
後堀河	讓位	承久3 (1221)・7・9	承久3 (1221)・12・1	利子	嘉祿2 (1226)・11・26	30	同母姉					
四条	讓位	貞永元 (1232)・10・4	貞永元 (1232)・12・5	昱子	嘉承3 (1237)・11・24	7	異母姉妹					
後嵯峨	崩御	仁治3 (1242)・1・20	仁治3 (1242)・3・18	曦子	寛元2 (1244)・12・16	21	異母妹					
後深草	讓位	寛元4 (1246)・1・29	寛元4 (1246)・3・11	不在								
龜山	讓位	正元元 (1260)・11・26	正元元 (1259)・12・28	愷子	弘長2 (1262)・12・4	14	異母姉妹					
後宇多	讓位	文永11 (1274)・1・26	文永11 (1274)・3・26	不在								
伏見	讓位	弘安10 (1287)・10・21	正応元 (1288)・3・15	不在								
後伏見	讓位	永仁6 (1298)・7・22	永仁6 (1298)・10・13	不在								
二条	讓位	正安3 (1301)・1・21	正安3 (1301)・3・24	驍子	徳治元 (1306)・12・22	20	異母姉妹					
花園	崩御	徳治3 (1308)・8・25	延慶元 (1308)・11・16	不在								
後醍醐	讓位	文保2 (1318)・2・26	文保2 (1318)・3・29	權子	元徳2 (1330)・12・19	16	娘					
光厳	廃位	元徳3 (1331)・9・20	正慶元 (1332)・3・22	不在								
後醍醐	廃位	元弘3 (1333)・5・25	なし	祥子	正慶2 (1333)・12・28		娘					

\*印=先帝が讓位後すぐに死去したケース。女王=ゴシック体。\*印=卜定時は女王、後日内親王宣下。

即位式と齋宮卜定の実施間隔は天皇ごとに異なっており一定ではない。齋宮卜定の中絶や大幅な卜定の遅延がみられる安徳天皇以降は除外し、踐祚と即位式が分かれた平城天皇から高倉天皇までの即位式と齋宮卜定の関係は以下のよう  
に分類することができる。

- ① 即位式より一ヶ月未満：八例（仁明・光孝・醍醐・村上・花山・一条・後一条・二条）
- ② 即位式より一ヶ月以上三ヶ月未満：七例（淳和・文徳・陽成・円融・白河・堀河・近衛）
- ③ 即位式より三ヶ月以上六ヶ月未満：六例（平城・嵯峨・後朱雀・崇徳・後白河・高倉）
- ④ 即位式より六ヶ月以上一年未満：六例（清和・冷泉・後冷泉・後三条・鳥羽・六条）
- ⑤ 即位式より一年以上：三例（宇多・朱雀・三条）

即位式から齋王卜定までの期間が短い①と②の場合、院政期の二条天皇は例外として残りの天皇は踐祚から即位式までの期間も短くおよそ一ヶ月前後で行っている。また即位式から齋王卜定までやや時間がかかった③の場合、嵯峨・崇徳・高倉天皇は踐祚から即位式の期間は一ヶ月ほどだが、平城・後朱雀・後白河天皇は二ヶ月前後の時間を有しており、天皇によってバラつきがみられる。さらに即位式から齋宮卜定まで長い期間が空く④と⑤の場合、即位式を執り行うまで二ヶ月以上かかっている。つまり踐祚から一ヶ月前後で即位式を挙げた天皇は、その後の齋宮卜定も迅速に行っている。逆に踐祚から即位式まで数ヶ月かかるような天皇は、齋宮卜定を行う時期も遅くなる傾向がある。それでは何故、即位儀礼の時期にこのような違いがみられるのであろうか。そこで先帝の退位状況を検証したいと思う。

すべての即位儀礼がスムーズに行われた①のケースでは、先帝はすべて死を伴わない譲位により退位している。②のケースでは、先帝が譲位後三日で崩御した文徳天皇は例外として、残りは先帝の退位に死が関係していない。そして一様ではない③のケースは、踐祚から即位式が一ヶ月弱で行われた嵯峨・崇徳・高倉天皇の場合、先帝は通常の譲位をし

先帝	新帝	血縁	崩御から卜定までの期間
桓武	平城	父子	約11ヶ月
仁明	文徳	父子	約3ヶ月
文徳	清和	父子	約1年1ヶ月
光孝	宇多	父子	約1年6ヶ月
醍醐	朱雀	父子	約1年3ヶ月
村上	冷泉	父子	約1年1ヶ月
一条	三条	従兄弟	約1年5ヶ月
後一条	後朱雀	同母兄弟	約7ヶ月
後朱雀	後冷泉	父子	約1年2ヶ月
後冷泉	後三条	異母兄弟	約10ヶ月
堀河	鳥羽	父子	約1年3ヶ月
近衛	後白河	異母兄弟	約8ヶ月
二条	六条	父子	約1年4ヶ月

表2 死を絡む退位をした先帝と新帝の血縁関係

ている。一方、即位式まで二ヶ月ほど時間がかかった平城・後朱雀・後白河天皇の場合、先帝は在位のまま崩御している。また④と⑤のケースでは、先帝が在位のまま崩御もしくは譲位後数日で崩御している。このように先帝の退位状況によって新帝の即位儀礼の時期に明確な違いがある。死を絡まない受讓即位をした天皇は、踐祚から斎宮卜定までの一連の即位儀礼がスムーズに行われ、先帝の崩御（譲位後すぐに死去も含む）による伴う即位をした天皇は、即位儀礼に滞りが見られるのである。さらに即位儀礼の停滞も一定ではなく、個々のケースによってバラつきがある。表2には崩御による即位をした際の先帝と新帝の血縁関係をまとめている。

先帝の死去から斎宮卜定の期間は短い場合は三ヶ月弱、長い場合は一年六ヶ月ほどかかっている。文徳天皇以前は異なるが清和天皇以降、先帝と新帝の血縁関係が父子である時、卜定は父帝の崩御から一年以上経過してから行っているところが先帝と新帝の血縁関係が兄弟以下の場合、三条天皇を例外として、先帝の崩御から数ヶ月ほどで斎王卜定を行っている。つまり新帝は父の死から一年経過してから斎宮を選んでいくことになる。興味深いことに、これは重服が除服となる時期と同じである。『令集解』「喪葬令」によると服喪期間は、君（天皇・太政大臣）・父母・夫・本主の死は一年、祖父・養父母は五ヶ月、曾祖父

母・外祖父母・伯叔姑・妻・兄弟姉妹・夫の父母・嫡子は三ヶ月、高祖母・舅姨・嫡母・継母・継父同居・異父兄弟姉妹・衆子・嫡孫は一ヶ月、衆孫・従父兄弟姉妹・兄弟の子は七日と定められており、この期間が過ぎると除服となる。特に天皇が父母の喪に服する期間を諒闇といい、令制では一年間であったが、承和七年（八四〇）の淳和天皇の死後、仁

明天皇は「日を以て月に易える」という中国の方式を取り入れた。ただし一年を過ぎるまでは諒闇中で、その間は「心喪」に服し、その後大祓を行って除服することになっている。『令義解』『軍防令』では父母の喪は重服といい、それ以下の軽服と区別されていた。清和天皇以降、先帝が在位のまま崩御もしくは讓位後に崩御した場合、受讓即位をした場合と比べて齋宮卜定が遅いのは、服喪期間が影響している可能性が考えられる。前述したとおり、大嘗祭は諒闇が明けるまで行われない。齋宮卜定は大嘗祭同様に天皇の即位儀礼である。そのため新帝の服喪期間が過ぎるまで齋宮卜定を行わなかったのである。

ところで三条天皇は従兄弟の一条天皇から皇位を継承したが、齋宮卜定は即位式から約一年一ヶ月後に踐祚から数えたと一年五ヶ月後に行っている。確かに一条天皇は讓位後すぐに崩御しているが、それだけが原因で父子継承をした他の天皇より齋宮卜定が遅くなったとは考え難い。この卜定の遅れは三条天皇の父である冷泉院の死が影響を及ぼしたと考えるのが妥当であろう。即位式より八日後の寛弘八年（一〇一一）十月二十四日、冷泉院が赤痢によって急死し、三条天皇は諒闇に服することになる。齋宮卜定は新帝の服喪期間が過ぎてから行うことが慣例化しており、三条天皇は父の死から一年間は齋宮を立てることができなかった。三条天皇も父の重服にかかったため、その諒闇が明けるまで齋宮卜定を行えなかったのである。

このように九世紀後半以降、齋宮卜定は新帝の即位状況によって実施時期に差が生じるようになった。死を絡まない通常の受讓即位をした場合、踐祚→即位式→齋宮卜定とスムーズに即位儀礼が執り行われる。一方で、先帝が死を絡む退位をした場合、齋宮卜定の時期に遅れがみられる。そして先帝と新帝の関係が父子であった場合、天皇の諒闇が明けるまで最低一年間は齋宮卜定を行わないのが慣例化したのである。

## 2 齋院の場合

齋王卜定は新帝の即位状況によって実施期間が異なるが、もう一つの齋王制度である齋院の卜定にも同様の傾向が見られるのだろうか。そこで齋院卜定の実施例を検証し、卜定の時期に関する傾向を明らかにしたいと思う。齋院卜定は『延喜式』巻第六、神祇六、「齋院司」定齋王条に、

凡天皇即位。定賀茂大神宮齋王。仍簡内親王末嫁者一卜之。

次内親王者依世  
簡諸女王卜之

天皇が即位したのち、卜定で選出されることが定められている。天皇の即位と齋院卜定の関係は以下のとおりパターン分けすることができる。

- ①即位後齋宮と同日卜定：七例（仁明・文徳・清和・陽成・朱雀・冷泉・後朱雀）
- ②齋宮より遅れて卜定：七例（嵯峨・宇多・後冷泉・白河・鳥羽・崇徳・土御門）
- ③交代しない：十八例（淳和・光孝・醍醐・村上・円融・花山・一条・三条・後一条・後三条・堀河・近衛・後白河・二条・六条・高倉・安德・順徳）

齋院の場合、天皇の代替わりのタイミングで改められる①と②のパターンと改められない③のパターンに区分することができる。さらに①と②のうち、崩御による即位をした④群【文徳・清和・宇多・朱雀・冷泉・後朱雀・後冷泉・鳥羽】と受讓即位をした⑤群【嵯峨・仁明・陽成・白河・崇徳・土御門】とに分けることができる。つぎに④群において先帝と齋院の血縁関係は、

文徳 先帝…仁明天皇〔父〕 齋院…高子内親王〔娘〕…父帝崩御による退下。

清和 先帝…文徳天皇〔父〕 齋院…述子内親王〔娘〕…父帝崩御による退下。

宇多 先帝…光孝天皇〔父〕 齋院…穆子内親王〔娘〕…父帝崩御による退下。

朱雀 先帝…醍醐天皇〔父〕⇨齋院…韶子内親王〔娘〕…父上皇崩御による退下。

冷泉 先帝…村上天皇〔異母弟〕⇨齋院…婉子内親王〔異母姉〕…当帝崩御による退下。

後朱雀 先帝…後一条天皇〔父〕⇨齋院…馨子内親王〔娘〕…父帝崩御による退下。

後冷泉 先帝…後朱雀天皇〔父〕⇨齋院…娟子内親王〔娘〕…父帝崩御による退下。

鳥羽 先帝…堀河天皇〔同母兄〕⇨齋院…禊子内親王〔同母妹〕…疾病による退下（当帝崩御と同日）<sup>13</sup>。

八例中六例が父娘であり、いずれも父の死去に伴い齋院を退下している。残りの二例は先帝と齋院の血縁関係が兄妹であるが、天皇の崩御に伴い退下している。婉子内親王の例は異母弟の村上天皇が在位のまま崩御したため解任され、禊子内親王の例は堀河天皇の崩御と同日に疾病によって解任されている。このようにA群の天皇は先帝退位の時点で齋院が退下していたため、新たな齋院を選出する必要があったことが確認できる。また婉子内親王の事例から天皇と齋院が父娘ではなくても、当帝が在位のまま崩御した時は齋院を改めたようである。ただし讓位後に先帝が崩御した場合は、先帝と齋院の関係が父娘でない限り、齋院を改める必要はなかった。

⑧群の場合、齋院制を創設した嵯峨天皇と二十三年ぶりに齋院制を復活させた土御門天皇は除外して、仁明・陽成・崇徳天皇の時は先帝の讓位、白河天皇の時は疾病によって齋院がそれぞれ退下している。齋宮と同日に齋院の卜定が行われていたのは仁明・陽成天皇までに集中しており、この時期の齋院は天皇の代替わりごとに任を解かれていたのである。九世紀中頃までは齋院も齋宮と同様に天皇の即位に対応した制度であったといえる。ところが光孝天皇以降、天皇が讓位による皇位継承をすると、齋院の交代が行われなくなっていく。つまり齋院は父母の崩御や本人の疾病など齋院を努めることが出来なくなった時だけ、新齋院が立てられたのである。即位時に齋院が不在の場合、齋宮卜定と同日あるいは遅れて齋院卜定が行われた。また新帝が諒闇の場合、齋宮同様に新帝が除服したのちに卜定を行っている。

このように九世紀後半以降、斎院は父母の死や本人の疾病以外の理由で退下することがほとんどなくなっていた。通常の受禪による即位は斎院を改めないことが一般的であった。その際、『日本紀略』天禄元年（九七〇）二月廿九日条に「被告<sub>レ</sub>申齋院尊子内親王不<sub>レ</sub>改由於賀茂社。」とあるとおり、斎院を改めない由を賀茂社に奉告を行えば良かったのである。天皇の代替わりことに必ず改められる斎宮と必ずしも改められない斎院、同じ斎王制度でありながら異なる性質のものであったように思える。

## 二、斎王卜定の儀

斎宮斎院は未婚の内親王（内親王不在の場合は女王）の中から卜定で選ばれた。卜定時の斎王の年齢は判明している限りで二歳〜三十歳までで、総じて十代の選出が多い。『栄花物語』（卷三十八 松の下枝）に、

今の斎院も、わづらはせ給て、下りさせ給ぬれば、女院におはしましたる四宮居させ給ぬ。高倉殿の宮、斎院に  
させ給ふべしなどいふ事ありて、今さらにとや思しけん、尼にならせ給ふとて、十二月の八日、戒受けさせ給ふと  
の、しれど（後略）

延久四年（一〇七二）七月に退下した佳子内親王の後任斎院を決める際、当初は高倉殿の宮祐子内親王が候補に挙がっていた。ところが祐子内親王は斎院に卜定されることを拒んで出家した。結局、後三条院の四宮篤子内親王が斎院に定められたのである。この時の祐子内親王の年齢は三十五歳、一方の篤子内親王の年齢は十一歳であった。祐子内親王が「今さらに」と言ったのは年齢的なことを指したと思われる。『栄花物語』の文節より、斎王は若い内親王（女王）が任じられるのが一般的という認識があったことがうかがえる。祐子内親王は斎院を拒否するために出家している。斎王は俗人の内親王や女王でなければならなかったのである。また卜定の儀が行われる前に、祐子内親王の名が斎院候補に挙

げられていることから、齋王は卜定以前に候補者が内定していたといえる。卜定の儀に先立つてあらかじめ候補が定められていたことは、儀式書や古記録などの史料からも確認することができる。『北山抄』巻第六、備忘略記、齋王卜定事によれば、

延喜三年二月十九日。左大臣兩度令レ卜。初度丙合。後度乙合。先例以三續飯封。此般用レ刀。以三乙合親王二定レ之。

左中辦當時爲三勅使。明日發レ使。令レ申三彼社。

延喜三年（九〇三）二月十九日、疾病により齋院を退下した君子内親王（14）の後任齋院の選定が行われた。左大臣が二度卜いを行い、一度目が丙合、二度目が乙合という結果になった。そこで先例に倣い乙合親王を齋院に決定している。延喜三年の卜定においては齋院候補が少なくとも二名存在していた。ちなみにこの時の齋院は、『日本紀略』同日条に、「卜三定賀茂齋院。恭子内親王卜食云々。」とあり、恭子内親王だと判明している。恭子内親王は先日（15）に姉の宣子内親王と共に親王宣旨を受けている。宣子内親王は恭子内親王が母（更衣藤原鮮子）の喪で退下した後任の齋院に選ばれているので、丙合となったもう一人の候補は宣子内親王であった可能性が高い。延喜三年の事例から、齋王候補が卜定以前に決定していたことが確認できる。同じく『北山抄』には、

承平元年十二月廿五日。左大臣仰三外記三召三硯紙。自書三内親王名。令三外記密封。召三興生三給レ之。先令レト三伊勢齋王。大臣開見。兩度不レ合。三度合レ之。次令レト三賀茂齋王。一度合也。參上奏了。召三興生。仰下以三雅子内親

王二定三伊勢齋王。以三婉子内親王二定三賀茂齋王二之由。上又仰レ辨令レ給三承知官符。三年間卜定例在嘉祥三年而承平例如之

承平元年（九三一）十二月二十五日の朱雀天皇の齋王卜定において、事前に齋王候補となる内親王の名を選んでいたことが判明している。この時、齋宮の卜定は二度合わず三度目になってようやく合い異母姉雅子内親王が選ばれた。一方

の齋院は一度の卜定で合い異母姉婉子内親王が決定されている。雅子内親王が三度占われたのか、齋宮候補が三人いたのかは判断できないが、候補はほぼ内定していて、卜定は形式的な儀礼であったことが確認できる。『小右記』永観二年（九八四）十一月五日条には、

（前略）民部卿大輔（藤原惟成云）。昨日有（爲等）齋王卜定之事。式部卿親王・彈正尹親王許差（章明）所衆。先取（爲等）遣女王名簿。其後召（源雅信）左大臣於御前。被（藤原）仰（爲等）二女王名。是事不（爲等）慥。仍下（爲等）給名簿等。大臣懷（藤原）二名簿。還（爲等）著杖座。卜定奏文云々。卜定彈正尹親王女濟子云々。以（藤原）左近衛佐（藤原）爲頼朝臣。被（藤原）仰（爲等）遣其由。依（藤原）有（藤原）二事緣。也者。先以（藤原）近衛官人。被（藤原）仰遣。者也。

花山天皇の齋宮卜定に先立って、式部卿為平親王（村上天皇皇子）と彈正尹章明親王（醍醐天皇皇子）の許に所衆を差し向けて女王の名簿を取り遣わし、左大臣源雅信を召して花山天皇の御前で会議を開いている。結局、花山天皇の齋宮には章明親王女の濟子女王が卜定された。

後一条天皇の齋宮卜定は長和五年（一〇一六）二月十九日に行われたが、『御堂閔白記』同月十三日条には、「示（源）下源宰相以（源）二故中務宮女子（具平親王）可（具平親王）レ爲（具平親王）齋王（婦子）。由。至（源）彼宮（婦子）還來云。示（源）案内（婦子）了者。」卜定の儀の六日前には嬪子女王が齋宮に内定していた。そして同記同月十九日条に、「曉（倫子）女（倫子）方參（倫子）院。右大臣參入。會（倫子）合東渡殿。齋王卜定事等相示。」とあり、右大臣藤原顕光が藤原道長のもとに参入し、齋宮卜定に関する打合せを事前に行っている。つまりこの時も卜定以前に齋宮は定められていたのである。

以上の事例から、齋王卜定の儀は事前に内定していた候補者の合否を占う形式的なものに過ぎず、齋王選定において重要なのは候補を先行する会議であったといえる。

さらに『中右記』天仁元年（一一〇八）条には、齋宮選定において太上天皇を中心に人選を行っていることがうかが

える記述が詳細に残されている。

七月廿七日。在家之間甲斐權守知信爲<sub>二</sub>殿下御使<sub>一</sub>來云。來月十三日依<sub>二</sub>吉日<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>上<sub>三</sub>最前表<sub>一</sub>之處。件日齋宮卜定之議日也。而同日如何可<sub>二</sub>量申<sub>一</sub>者。予申云。齋宮卜定朝家一代大事也。御上表猶可<sub>レ</sub>下令<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>他日<sub>一</sub>給<sub>上</sub>歟。就<sub>レ</sub>中齋宮未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>誰人<sub>一</sub>之間。頗議之間及<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>歟。他事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>候之由可<sub>レ</sub>申者。

甲斐守知信が摂政藤原忠実の使いとして藤原宗忠のもとに参り、來月十三日が吉日なので上表を行うことを相談している。ところが宗忠は「齋宮卜定は朝家一代の大事である。他の事を行うべきではない。」と反対している。鳥羽朝の齋宮卜定は同年十月に行われるのだが、七月廿七日の時点で適当な候補者いないことが問題になっていた。その後の十月二十六日に、

齋宮齋院全無<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>。仍于<sub>レ</sub>今<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>申。但無<sub>レ</sub>止神事。又不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>默而止<sub>一</sub>。稱<sub>二</sub>院并堀川院皇女<sub>一</sub>之輩頗有<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>。然而其母皆不<sub>レ</sub>落。不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>一定<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>上皇<sub>一</sub>不<sub>二</sub>慥覺御<sub>一</sub>之由。被<sub>レ</sub>仰也。去九日爲<sub>二</sub>王胤<sub>一</sub>哉否之條。内々被<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>六千占<sub>一</sub>也。是依<sub>二</sub>江帥申說<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行也。而件人四人之中。道言家榮所<sub>二</sub>占申<sub>一</sub>。又以不同也。爲<sub>二</sub>天下大事<sub>一</sub>如何。民部卿。并下官。頭爲房。密々付<sub>二</sub>占形<sub>一</sub>量申。季實朝臣孫。稱<sub>二</sub>院御女<sub>一</sub>之人。皆以<sub>二</sub>合<sub>レ</sub>占<sub>一</sub>。先被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>齋宮<sub>一</sub>。何事之有哉、已明後日可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>卜定<sub>一</sub>。追又可<sub>二</sub>一定<sub>一</sub>者。

齋宮齋院候補が存在しないため、落胤を称する者を齋宮齋院に立てることで選考を進めていた。ところが白河院・故堀河天皇の皇女を自称する者は多いが、皆母親がはっきりせず、父親である白河院の記憶も曖昧であったために、真相が分からない。十月九日には大江匡房の意見により陰陽寮の道言・家榮らが落胤の真偽を占うが、結果が一致しなかった。そこで今度は民部卿源俊明・藤原宗忠・藏人頭藤原為房が秘密裏に占いを行うことになった。すると木工頭藤原季実の外孫が白河院の落胤でという結果が一致した。そこで季実孫を白河院の落胤と認知し、まず齋宮に立てることが決定さ

れたのである。鳥羽朝の事例は非常に特殊であるが、これらの経緯から齋王候補の選考は卜定の儀より数ヶ月前から進められていたことが分かる。

その後、同月二十八日に齋宮卜定が行われた。同じく『中右記』には、

今日齋宮卜定也。(中略) 姁子女王是太上皇御女也。而可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>齋王<sub>一</sub>也。其前可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>内親王<sub>一</sub>也。先問<sub>二</sub>外記<sub>一</sub>之處。申云。今上男女王子之外。内親王宣旨強不<sub>レ</sub>見者。人々可<sub>二</sub>定申<sub>一</sub>者。藤宰相申云。重猶尋<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>定<sub>一</sub>歟。左大辨申云。先例不<sub>レ</sub>分明者可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>款定<sub>一</sub>。治部卿同<sub>レ</sub>之。下官申云。先例已不<sub>二</sub>慥見<sub>一</sub>。但被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>内親王宣旨<sub>一</sub>。何事之有哉。今思太上天皇威儀。已同<sub>二</sub>人主<sub>一</sub>。就<sub>レ</sub>中我上皇已專政主也。仍存在旨所<sub>レ</sub>申也。右大將。民部卿同<sub>レ</sub>予。

之内<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>旨<sub>一</sub>。中<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>奏聞。頭爲房歸來。仰云。以<sub>二</sub>姁子女王<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>内親王<sub>一</sub>者。(後略)

齋宮卜定に先駆けてまず姁子女王に内親王宣旨が下されること。当帝の皇子女以外で親王宣旨を下された例は見ないが、太上天皇の威儀は当帝と同じであり、白河院は専政主であるので姁子女王に内親王宣旨が下されることが決定したことなどが記されている。このように白河院が中心となり、鳥羽天皇の齋宮選定が進められたのである。

以上から、齋王の選定には政治的な関係が反映されていたことが考えられる。もちろん、新帝が元服している場合、天皇の意志をまず反映させる。しかし新帝が幼少の場合、天皇に判断能力がなく、自分の意志で齋王を選ぶことができない。そこで政権を掌握する権力者が中心となって齋王の選定を行ったのであろう。

### 三、齋王選定をめぐる背景

藤原忠平以降、摂関家が政権実権を掌握すると、天皇家と婚姻関係を結び「天皇のミウチ化」が進んでいった。<sup>17)</sup> 一方、この時期の齋宮は異母姉妹以上の血縁関係の遠い齋王が増加し、齋院は娘や同母姉妹が選出されるようになる。特に摂

関最盛期（花山〜後冷泉朝）には、齋宮に女王齋王の選出例が急増する。そのため一般的に撰関家は齋宮に無関心で、あえて自身の後見する外戚の皇女を齋宮に選ばないようにしていたといわれている<sup>18</sup>。しかしこの時期の藤原撰関家は、小野宮流（実頼）と九条流（師輔）に分裂し、さらに九条流内でも撰関の座を巡り、兄弟間での争いが繰り返されていった。九条流撰関家を外戚とする天皇の撰政関白を小野宮流撰関家が務めるなど、朝廷内の構造は複雑であった。その上、天皇家も冷泉系と円融系に分裂し、両統の血を引く後三条天皇が即位するまで分裂状態が継続していた。女王齋宮は政権が不安定なこの時期に集中しており、選定の背景には何らかの政治的意図が介入しているように思える。そこでつぎに撰関最盛期における齋王選定について考察したいと思う。

花山〜後冷泉朝の齋王選定の特徴として齋宮は女王の選出が続出し、齋院は天皇退位による交替がほとんど行われなかったことが挙げられる。特に選子内親王は円融〜後一条朝の五代五十七年の長きにわたって齋院を務めている。つまり齋院は齋宮に比べ累代が少なく、結果的に内親王の選出が多く感じられるに過ぎない。それでは何故この時期内親王の卜定が減少したのであろうか。そこで齋王選考の事例を個別に取り上げることとする。

花山天皇の主な齋宮候補として、同母姉の冷泉天皇第一皇女宗子内親王、従姉妹の式部卿為平親王王女恭子女王<sup>19</sup>、そして彈正尹章明親王王女濟子女王がいる。このうち宗子内親王は齋宮選定会議の際に名が挙がっていないため、候補から脱落していたようである。正式な齋宮候補として審議されたのは恭子女王と濟子女王であった。もう一人の候補であった恭子女王は、当時生まれたばかりの嬰兒で一歳齋王の選出例はないため適任ではない。宗子内親王は撰関家の血を引く皇女であるが、外祖父藤原伊尹がすでになく、外戚は力を失っていた。さらに撰関家も権中納言藤原義懐・関白藤原頼忠・右大臣藤原兼家が三つ巴の対立を繰り返していた。そのためその他の親族による後見も期待出来ない。そこで齋宮候補としては適齢であった濟子女王が選ばれたのである。章明親王は花山天皇の即位式で左侍従を務め、濟子

女王の姉妹とみられる女の慶子女王も左褰帳を努めるなど重視されていたらしい。<sup>(20)</sup> 済子女王が斎宮に選ばれたのは、章明親王の皇室内における立場が考慮された可能性が考えられる。つまりこの時の撰関家は斎宮選考に介入できるような状況ではなかったのである。この時の斎宮は花山天皇主導のもと会議によって候補が審議され、適任と判断された済子女王が選ばれたに過ぎない。

寛和二年（九八六）八月八日、一条天皇の斎宮に村上天皇第四皇子為平親王の王女恭子女王が選出された。即位当時、一条天皇は七歳で当然のことながらまだ皇女はおらず、姉妹も一人も存在いなかった。従姉妹にあたる冷泉上皇の皇女たちもすでに薨去しており、近親の内親王の中から斎宮を選ぶことができなかった。そこで円融・冷泉上皇の同母兄弟である為平親王王女の恭子女王が斎宮に立てられたのである。為平親王は貞元三年（九七八）に輦車宣旨・式部卿任命・一品に叙されるなど皇族中もつとも上位にいた。一条朝の斎宮選考については詳細な記録がなく不明であるが、皇室内で高い地位にいる為平親王の王女を斎宮に選ぶことは、極めて順当といえる。

長和五年（一〇一六）二月十九日、後一条天皇の斎宮に故中務卿具平親王第三王女嬬子女王が卜定された。後一条天皇は九歳の幼帝であるため皇女がまだ誕生しておらず、必然的に姉妹もしくは女王の中から斎宮を選ばなければならなかった。後一条天皇には異母姉の一条天皇第一皇女脩子内親王がおり、必ずしも女王を斎宮に選ぶ必要性はなかったのである。ところが斎宮に選ばれたのは嬬子女王であった。嬬子女王は一条天皇の従姉妹であるので、後一条天皇との血縁関係は極めて薄い。異母姉の脩子内親王ではなく遠縁の嬬子女王を斎宮に選出したことは、斎宮を軽視した人選を行ったように思える。しかし嬬子女王は藤原頼通の正室隆姫女王の同母妹で、同母弟の源師房は後に頼通の猶子となるなど、九条流撰関家との関わりは深い。

『栄花物語』（巻十二 たまのむらきく）には、

あるが中のおと宮は、三條院の入道の一品宮の御子にし奉らせ給し、まだ十ばかりやおはしますらん、こたみの齋宮にゐさせ給ぬ、その御扱ひも、たゞこの大將殿よろづにさせ給、  
 嬪子女王が資子内親王（村上天皇皇女）の猶子になったこと。十歳ばかりで齋宮に選出されたこと。そして義兄の頼通が後見を務めていたことがわかる。

また『御堂関白記』長和五年二月十九日条には、

暁女方（倫子）參院。右大臣參入。會（合）東渡殿。齋王卜定事等相示。後大臣着陣令レト。以（經）頼一奏。依（符）例仰（カ）依（レ）例可（レ）行由。諸給（符）二施行（符）二府給（符）二大炊・大善。宣旨以（符）二少將（經）經親（符）二示（符）二遣齋宮。々々故中務卿親王具平（伊勢美濃）三女嬪子。大臣不（レ）仰（レ）神祇官。以（レ）弁仰（レ）之。違例也。次皇太后宮大夫奏（後）開關事。國司返（後）解近江一枚。今（伊勢美濃）二國二枚。木契相加。即返（符）給外記（符）破云々。參入。候（レ）宿。此日帶刀給（符）二兵杖（符）云々。不（レ）給（レ）試。只仰（符）御前（符）云々。件事近代無（符）如（レ）此事。是本宮可（レ）然無（レ）人歟。任（符）帶刀（符）一事。奏（符）可（レ）給（レ）試由。給（符）參議（符）試。了（符）奏（符）名薄（符）。後任者也。不（レ）知（符）前例。不覺官司也。

齋宮卜定の当日に右大臣藤原顕光が藤原道長のもとに参り、東渡殿において齋宮卜定のことを打ち合わせしている。なお卜定の上卿はこの顕光が努めたのだが、『小右記』同日条によると顕光は儀式の手順を間違えたため、道長に「老愚者也。至（レ）今不（レ）被（符）出仕（符）有（レ）何乎者。」と激しく罵られている。顕光の失態に激怒していることから、道長は齋宮儀式に冷淡であったとは考え難い。齋宮卜定の打合せを道長と顕光が行っていたこと。儀式の失敗に道長が激怒していることなどから、道長は外孫後一条天皇の齋宮卜定に非常に強い関心を持っていたことがうかがえる。

さらに『御堂関白記』寛仁元年（一〇一七）九月十七日条には、「齋宮遷（符）野宮。終日雨。申時雨止。此時吉時。与（符）攝政（符）同見物。」と道長と頼通父子が嬪子女王の野宮入御をわざわざ見学していることがみえる。寛仁二年（一〇一八）

九月八日の群行には、長奉送使に藤原能信が決定された。能信は道長の四男で、頼通とは異母兄弟であり、母は源高明女の明子である。明子は嬪子女王の母方の祖母（源高明女）の姉妹にあたる。長奉送使は伊勢群行の責任者であり、齋宮の近縁の者が努めることが多い。嬪子女王の場合も例外ではなく、母方の縁者が選ばれている。

このように嬪子女王は九条流撰関家と関係の深い齋宮であったことが指摘できる。そして道長や頼通は嬪子女王の齋宮儀礼に強い関心を持ち、齋宮儀礼にも積極的に関与していた。九条流撰関家は齋宮に冷淡な態度を取っていたどころか、外孫の即位儀礼として重要視していたことが指摘できよう。

異母姉嬪子内親王は皇后藤原定子（関白藤原道隆女）所生の一条天皇の第一皇女で、中関白家を外戚としていた。しかし外祖父の道隆は嬪子内親王誕生前に薨去し、父母もこの時すでに亡くしていた。さらに外伯父の伊周が花山上皇に對する不敬事件を起こして失脚し、外戚の中関白家の零落が著しく後見人に恵まれていなかった。母定子の没後、同母弟の敦康親王は中宮藤原彰子に引き取られ養育されていたが、嬪子内親王は道長・彰子父娘の庇護を受けていなかった。九条流撰関家にとって、嬪子内親王より嬪子女王の方が身近な存在であったといえる。

また『権記』寛弘八年（一〇一一）五月廿七日条には、「如<sub>レ</sub>此大事只任<sub>二</sub>宗廟社稷之神<sub>一</sub>。非<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>入力<sub>一</sub>之所及者也。但故皇后宮外戚高氏之先。依<sub>二</sub>齋宮事<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>後胤<sub>一</sub>之者。皆以<sub>二</sub>不和<sub>一</sub>也。今爲<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>非<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>所<sub>一</sub>怖。能可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>謝太神宮<sub>一</sub>也。猶有<sub>二</sub>愛憐之御意<sub>一</sub>」と新王家別当藤原行成が高階氏の血を引く敦康親王の即位は、伊勢神宮の怒りを買うと進言している。一条天皇は皇后藤原定子所生の第一皇子敦康親王の即位を望んでいた。ところが皇后定子の外戚家が高階氏であるので伊勢神宮に憚る所があるということとで反対され、断念せざるを得なかったのである。もちろんこれは外孫敦成親王（後一条天皇）の即位を切望する藤原道長による政治的画策であった可能性が極めて高く、藤原行成の発言にどれほどの信憑性があるのか疑わしい。しかし嬪子内親王を齋宮に選出するにあたって、最大の障害となったと考えら

れる。つまり敦康親王の即位を母の外戚を理由に退けたのに、同母姉の脩子内親王を齋宮に選出することは道義上無理である。後一条天皇には脩子内親王以外に姉妹はおらず、従姉妹も存在しない。そのために血縁関係は遠いが外戚家と深い関わりのある嬪子女王が齋宮に選ばれたものと考えられる。

当帝に皇女がない場合、齋宮候補は政治バランスを考慮して選考されていた。当帝と外戚の異なる異母姉妹よりも血縁の遠い女王の方が多く選出されたのはそのためである。齋宮に選ばれた女王はいずれも皇室内で重きを置かれていた親王の女であり、後見もしっかりしていた。摂関期においても齋宮は天皇の即位儀礼としての性格を失わず、機能していた。一方の齋院は即位儀礼の要素が早くに薄れたせいか、交替しないケースが非常に多くみられる。摂関期になると幼帝が多く出現したため、候補となり得る内親王の数が平安前期と比較して激減していた。少ない候補者の中から齋宮齋院を同時に選定することは困難であったのだろう。そのため齋宮卜定が優先して行われ、齋院は先代より継続して務めることが慣例化していったのである。

最後に齋宮に遠縁、齋院に異母姉妹を選ぶという齋王の選考を行った冷泉朝の事例を確認したいと思う。永承元年（一〇四六）三月十日に敦明親王（小一条院）の皇女嘉子内親王を齋宮に卜定、遅れて同年三月二十四日に異母妹の蝶子内親王を齋院に選定した。嘉子内親王は三条天皇の皇孫（冷泉系）であり、後冷泉天皇（円融系）とは皇統すらことなる極めて血縁関係の薄い齋宮であった。嘉子内親王は父の敦明親王が帝位に就いていないので、本来ならば、「女王」と呼ばれるべきだが、他の兄弟姉妹と共に祖父三条天皇の猶子となり、親王宣旨を受けていた。そのため「女王」ではなく「内親王」として破格の扱いを受けていた。

敦明親王は父の三条天皇の強い要望により後一条天皇の皇太子となった。しかし寛仁元年（一〇一七）五月九日に三条上皇が崩御すると、外孫敦良親王の即位を望む藤原道長によって圧力をかけられ、自ら皇太子廃位を願い出た。その

後、道長の計らいで小一条院太政天皇の尊号が贈られ、上皇に准じた扱いを受けるようになる。さらに敦明親王は皇太子辞退後、道長の娘の寛子を妃に迎えている。この寛子の生んだ皇女の一人が、嘉子内親王であった。つまり後冷泉天皇と嘉子内親王は母方の従兄弟の間柄であった。

前述のとおり、齋王選考は、会議を経て候補が内定される。会議は時の権力者が中心となつて行われ、政治的なバランスが考慮された。後冷泉天皇には皇女が生まれていないため、齋宮には小一条院の皇女を、齋院には異母姉妹を選んだのであろう。摂関家は齋宮を冷遇などしておらず、道長などは強い関心を示していた。また賀茂神社に奉仕する齋院は天皇との即位儀礼との関連が早くに廃れている。そのため朝廷内の勢力バランスを考慮した人選を行う必要がなかった。単純に当帝の近親者を選べばいい。齋宮と齋院の人選の違いは齋宮が即位儀礼であるのに対し、齋院卜定は都の守護神を祀る齋王の就任儀という性質の違いに起因する。摂関家を筆頭とした貴族たちが齋宮を軽視していたからではない。

### おわりに

齋宮卜定は天皇の即位儀礼であるため、新帝の即位状況によつて実施の時期が大きく異なつていた。齋宮候補者は卜定に先立って決定されるのが慣例であり、女王であろうが内親王であろうがそれは変わらない。摂関期において齋宮の選定には政治的意図が反映されていたが、候補は会議で定められているので、摂関家の一存で候補を決めることが出来なかった。女王齋宮選出の背景には政治的な意図が確かにあったが、それは齋宮軽視につながるものではない。藤原道長などは齋宮に強い関心を示しており、血縁関係はないが姻戚の嬪子女王を外孫の齋宮に立てている。一方、齋院は天皇の即位儀礼との関連が早くから絶たれたため、当帝の近親の内親王を単純に選んでも何の問題もなかった。

撰関期の斎宮は特に冷遇されていたわけでもなく、決して貴族たちの関心が持たれなくなった存在でもない。斎宮は撰関期でも天皇の即位儀式であり続け、重要な儀式の一つであったのである。

## 注

- (1) 榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』（塙書房、一九九六年）
- (2) 『源氏物語』葵巻には、賀茂祭の斎院御禊を見物する際、光源氏の正妻葵上と愛人六条御息所との間で車争いが起きたというエピソードがみえる。
- (3) 『枕草子』五段二二二段。
- (4) 撰関期（朱雀〜後冷泉朝）における斎王と天皇の血縁関係
- 朱雀朝  
〔斎宮〕 雅子内親王（異母姉）／斉子内親王（異母姉）／徽子女王（姪）  
〔斎院〕 婉子内親王（異母姉）
- 村上朝  
〔斎宮〕 英子内親王（異母姉）／悦子女王（姪）／楽子内親王（娘）  
〔斎院〕 婉子内親王（異母姉）
- 冷泉朝  
〔斎宮〕 輔子内親王（同母妹）  
〔斎院〕 尊子内親王（娘）
- 円融朝  
〔斎宮〕 隆子女王（従姉妹）／規子内親王（異母姉）  
〔斎院〕 尊子内親王（姪）／選子内親王（同母妹）

花山朝

〔斎宮〕 濟子女王（父の従妹）

〔斎院〕 選子内親王（叔母）

一条朝

〔斎宮〕 恭子女王（従妹）

〔斎院〕 選子内親王（叔母）

三条朝

〔斎宮〕 当子内親王（娘）

〔斎院〕 選子内親王（叔母）

後一条朝

〔斎宮〕 樽子女王（父の従姉妹）

〔斎院〕 選子内親王（大叔母）・馨子内親王（娘）

後朱雀朝

〔斎宮〕 良子内親王（娘）

〔斎院〕 娟子内親王（娘）

後冷泉朝

〔斎宮〕 嘉子内親王（再従兄の子）・敬子女王（再従兄の子）

〔斎院〕 祿子内親王（異母妹）・正子内親王（異母妹）

(5) 榎村寛之、前掲論文、注(1)

(6) 甲田利雄「斎宮覚書」〔『平安時代臨時公事略解』所収、続群書類従刊行会、一九八一年〕

(7) 東郷富規子「大斎院管見」〔『園田学園女子大学論文集』四、一九六九年〕

(8) 榎村寛之、前掲論文、注(1)

(9) 富樫美恵子「撰関期の斎宮・斎院の選定と斎王忌避の思想」〔『寧樂史苑』第四七号、二〇〇二年〕

(10) 榎村寛之、前掲論文、注(1)

## (11) 『令義解』「喪葬令」

凡服紀ハ爲二君。

謂<sup>レ</sup>天父母及夫。 本主。

謂<sup>レ</sup>其文學家令等。不在<sup>レ</sup>此限也。

一年。

謂<sup>レ</sup>以十二月爲限。不計<sup>レ</sup>調。月<sup>レ</sup>其五月以下。並<sup>レ</sup>計<sup>レ</sup>日也。

祖父母。養父母<sup>二</sup>。

五月。

謂<sup>レ</sup>其養子爲<sup>レ</sup>子。本生<sup>二</sup>年。即<sup>レ</sup>養父母爲<sup>レ</sup>子。一月也。

曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。

兄妹姊妹。夫ノ之父母。

謂<sup>レ</sup>養子之妻。於<sup>レ</sup>夫之養父母亦同。

嫡子<sup>二</sup>。三月。高祖

父母。舅。姨。嫡母。繼母。繼父ノ同居。異父兄ノ弟姊妹。衆子。嫡孫<sup>二</sup>。一月。衆孫。從父兄弟姊妹。兄弟ノ子。

七日。

## (12) 『令義解』「軍防令」衛士下日條

凡衛士ハ。雖二下日ト。皆不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>輒<sup>レ</sup>卅里ノ私<sup>二</sup>行<sup>一</sup>。

必有<sup>二</sup>ニラハ事故<sup>一</sup>。湏<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>經<sup>レ</sup>本府<sup>一</sup>ニ判<sup>レ</sup>コトハテ聽<sup>レ</sup>サンキ乃去<sup>一</sup>。

其上番ノ年ハ。

雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>卜重服<sup>一</sup>。

謂<sup>レ</sup>父母喪也。

(後略)

## (13) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)七月十九日条、

(前略)後聞。齋院日者不例。今日危急。運命殆欲<sup>レ</sup>盡。卜筮所告<sup>下</sup>退<sup>二</sup>齋院<sup>一</sup>吉也。仍亥時許俄奉<sup>レ</sup>出<sup>二</sup>長官長兼直

廬。則有<sup>二</sup>平愈事<sup>一</sup>。誠是神明不<sup>レ</sup>受欺。權大納言俊實依<sup>レ</sup>仰參<sup>二</sup>齋院<sup>一</sup>。沙汰件事也。齋王者與<sup>レ</sup>帝同母也。同日有此

事。誠以希有也。(後略)

## (14) 宇多天皇第四皇女。母は女御橘義子(參議橘広相女)。寛平五年(八九三)三月十四日に宇多天皇の齋院に卜定された。

『西宮記』臨時五、初齋院入紫野院、裏書には、

延喜二年十月八日。自<sup>二</sup>齋院使公節<sup>一</sup>陳<sup>二</sup>齋王煩<sup>レ</sup>病由<sup>一</sup>。兼可<sup>二</sup>遷宮<sup>一</sup>否云々。差<sup>二</sup>藏人公利<sup>一</sup>營問之。九日。仰<sup>二</sup>左大臣

臣。令<sup>レ</sup>定<sup>下</sup>齋王移<sup>二</sup>他家<sup>一</sup>事。上<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>夜公節来云。親王甚無氣力云々。此夜罷出云々。十一日。左大臣。奏<sup>下</sup>齋院君子

内親王以<sup>二</sup>十九日夜<sup>一</sup>薨<sup>レ</sup>狀上云々。十一月三日。齋王薨<sup>レ</sup>狀。可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>告<sup>二</sup>賀茂<sup>一</sup>狀。仰<sup>二</sup>右大臣<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>勸<sup>レ</sup>例之。五日右大臣

奉<sup>二</sup>賀茂宣命<sup>一</sup>。

延喜二年（九〇二）十月九日、病により斎院を退出して他家に移ったあと、その日の夜に薨じたことが分かる。

(15) 『日本紀略』延喜三年（九〇三）二月十七日戊子条、

以今上第二皇女宣子。第三恭子爲内親王。

(16) 榎村寛之、前掲論文、注（1）

(17) 村井康彦「道長とその時代」、『王朝文化断章』所収、教育社、一九八五年）

(18) 富樫美恵子、前掲論文、注（9）

(19) 所京子『斎王和歌文学の史的研究』（国書刊行会、一九八八年）

(20) 『天祚禮祀職掌録』

光孝天皇以前。上古依無委細所見。略不注之。

登極即位事

花山院 永観二年十月十日即位 大極殿

（中略）

左侍従。彈正尹章明親王、刑部卿従四位上茂親王。少納言従五位城上藤原信義。

（中略）

褰帳。左慶子女王。彈正尹章明親王女。右明子女王。前上總太守盛明親王女。

(21) 所京子、前掲論文、注（19）